

開発工事の前に行うこと

開発事前協議の申請

提出するもの

- 開発事前協議申請書(様式第1号)(添付書類・図面等含む)を13部(正1部・副12部)
- 申請する開発行為において公共公益施設を整備される場合は、公共施設の整備計画概要書(様式第2号)の提出を忘れないで下さい。

処理期間概ね 14日

「開発指導要綱にかかる協議について」の受領

公共公益施設(道路やゴミ置場)の整備がある場合

- 公共公益施設の帰属及び管理移管に関する協定書(様式)を受領
- 開発事前協議書の内容に沿って担当部署と協議

公共公益施設(道路やゴミ置場)の整備がない場合

- 開発事前協議書の内容に沿って担当部署と協議

協議完了後

開発事前協議書の提出

提出するもの(公共公益施設の整備がある場合)

- 開発事前協議書(要押印)
- 公共公益施設の帰属及び管理移管に関する協定書(要押印)

提出するもの(公共公益施設の整備がない場合)

- 開発事前協議書(要押印)

32条協議とみなす

都市計画法に基づく29条申請

1000㎡を超える開発行為の場合

- 申請書4部(正・副・土木事務所分・町分)を提出下さい。
- 提出時には、開発区域を明示する書類、開発行為に関する工事施行の妨げとなる権利者の同意書を全て揃えておくこと。

1000㎡を超えない開発行為の場合

- 申請書3部(正・副・町分)
- 提出時には、開発区域を明示する書類、開発行為に関する工事施行の妨げとなる権利者の同意書を全て揃えておくこと。

開発工事の後に行うこと

竣工検査の申請

王寺町に帰属がある場合

- 「王寺町公共公益施設の帰属又は管理移管に関する要綱」に規定のある検査申請書(様式第1号)を提出
- 電話により検査日の予約を行ってください。

王寺町に帰属がない場合

- 電話により検査日の予約を行ってください。
- 検査後に奈良県から「検査済証」が発行され開発完了

検査結果通知書を発行

公共公益施設の帰属申請

提出するもの

- 公共公益施設帰属申請書(様式第5号)
- その他帰属申請に必要な書類 (※HPの「帰属等手続き」を参照)

帰属決定通知書を発行

所有権移転嘱託登記の手続き

提出するもの

- 所有権移転登記(嘱託登記)に必要な書類 (※HPの「帰属等手続き」を参照)
- 登記地目については開発後の用途に変更しておいてください。(例えば、道路用地の場合は「公衆用道路」にする)

管理移管の時期に到達

公共公益施設の管理移管申請

提出するもの

- 公共公益施設管理移管申請書(様式第7号)
- その他管理移管申請に必要な書類 (※HPの「帰属等手続き」を参照)
- 管理移管の時期に気を付けて下さい。(宅地開発の場合は計画戸数に対する入戸率が30%を超えたとき)